

# 『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』開催のご案内

京都労働局登録京第1号  
登録有効期限 2024年3月30日  
公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条では、特定の危険有害な業務には、作業主任者の選任が義務付けられています。

今回、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を下記の要領により開催いたしますので、この機会に特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者の養成(有資格者の確保・増員)を図られますようご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況により講習を中止させて頂く場合があります。開催が確定で無いことをご承知おきください。開催が確定した場合は、申込書記載の送付先に受講票と請求書をお送りさせていただきます。中止が決定した際は申込書記載の「連絡先」に直接連絡させていただきます。

## 記

■講習日時 2021年 5月 18日(火) 9:55~17:15 (※受付9:30~)  
19日(水) 9:30~17:45 ※修了試験を含む

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。

■講習場所 京都経済センター(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)  
※有料駐車場(バイク不可)がありますが、数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

■講習科目 ○特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識【4時間】  
○作業環境の改善方法に関する知識【4時間】  
○保護具に関する知識【2時間】  
○関係法令【2時間】

■受講資格 満18歳以上の方  
※労働基準法第64条の3、女性労働基準規則第2条、第3条により就業制限される女性は資格取得されても該当する業務に就くことができません。

■受講料 11,000円 (10,000+消費税10%)

■テキスト代 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」  
1,980円 (1,800+消費税10%) ※テキストは、講習会当日にお渡しします。

■定員 100名(定員になり次第締め切ります。)

■申込方法 受講申込書に所定事項をご記入の上、写真を貼付して、次のいずれかによりお申込み  
ください。※当協会での証明写真撮影はしておりません。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため窓口来所による申込受付は致しません。

受講票、請求書は講習実施確定後に速やかにお送りさせていただきます。

・FAXの場合 受講申込書をFAXにて送信してください。講習実施確定後、受講票と請求書をお送りします。

写真を貼付した受講申込書は講習初日に受付にご提出ください。

・郵送の場合 協会ホームページ・電話にて受付状況を確認の上、受講申込書を郵送してください。

講習実施確定後、受講票と請求書をお送りします。受付終了の場合は申込書を返却いたします。

※受講申込書到着時に定員に達している場合は、受付終了となり受領出来ませんのでご了承ください。

(注) 受講料・テキスト代は請求書到着後7日以内に現金書留でお送り頂くか、請求書記載の振込先にお振込みください。(振込手数料はご負担ください) ※お支払い後の受講料の返還はいたしません。

※本人確認のため①~⑦のいずれかを開講日に必ずご持参下さい。

①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証 ⑥特別永住者証明書又は在留カード  
⑦公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)

※修了試験後、合格者に修了証をお渡ししますので印鑑をご持参ください。

■申込・問合せ先 公益社団法人 京都労働基準協会  
Tel075-353-3503 Fax075-353-3510  
〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階